

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」 の設置について

平成 23 年 3 月 11 日
大分商工会議所

設置趣旨

平成 23 年 3 月 11 日、上記災害の発生に伴う初動の被災中小企業者対策として、政府より当特別相談窓口の設置要請を受けた。

同災害は広範囲で甚大な被害が発生しているため、激甚災害法に基づく激甚災害として指定されることとなり、被害の全容が未だ明らかではなく、一方でその拡大も予断を許さないことから、当所においても、同日付で相談窓口を開設することとした。

設置期間

平成 23 年 3 月 11 日（金）～当分の間

開設時間は、平日の 8 時 30 分～17 時 45 分

設置場所

大分商工会議所・中小企業相談部及び 6 箇所の支所（鶴崎支所、大南支所、大在支所、坂ノ市支所、植田支所、佐賀関支所）

870-0023 大分市長浜町 3-15-19

電話 097-536-3248、097-536-3208、097-536-3258